

2.教科書

教科書は無償（費用は国が負担）です。紛失した場合は購入すること（有償）になります。紛失された場合は、担任もしくは学校へご連絡ください。

美作地区内は同じ教科書を使用しています。学年の途中で他の郡市へ転出された場合は、新しい学校で使われている教科書のうち、美作地区と違う教科書のみ無償給付されます。

同じものは給付されませんので、転出するからといってすぐに教科書を処分されたりしないようにご注意ください。

ただし、3月転出の場合は給付されません。

また、学年を超えて使用する教科書もあるので、学年末が過ぎたからといって、すぐに処分しないようにお願いします。

3.転校の手続き

<市内間の転居で転校するとき>

学校へ申し出て「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらい新住所での指定された学校へお持ちください。

指定の学校への就学が困難な時は、市町村教育委員会へご相談ください。

<市外の学校へ転校するとき>

学校で「在学証明書」と「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらってください。転居先の市町村で転入手続きを済ませ、教育委員会の指示に従ってください。

市外転出の手続きの流れ

保護者は・・・

①学校へ転出の旨を連絡

学校から・・・

①「在学証明書」、「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行

②市町村役場へ転出届の提出

③転入先市町村へ転入届の提出

④転入先教育委員会へ転入の申し出（就学通知書を学校へ発行してもらう）

⑤転入先学校へ（在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書等を持っていく）

*転出が決まったら、早めに学校へご連絡ください。

転校に必要な書類の作成や、学級会計や給食費の精算を行います。